

中央企業改革、合併再編のブームを迎える ～「一帯一路」、過剰生産淘汰が中心に

中国トランザクションバンキング部
中国調査室

メインピックス..... 2

中央企業改革、合併再編のブームを迎える～「一帯一路」、過剰生産淘汰が中心に.....2

- 最近、「国有企業改革における共産党の指導と建設を堅持する若干意見」、「国有企業改革の深化に関する指導意見」および「国有企業の混合所有制経済の発展に関する意見」という三つの重要文書が相次いで公布され、新たな国有企業改革の方向性が示された。国有企業改革は全面的な実施の段階に入り、とりわけ中央企業の合併再編は第13次5ヶ年計画期間の重点項目として注目されており、「一帯一路」戦略および国内の過剰生産淘汰を背景に、投資や発展のチャンスを迎えると見込まれている。

プロフェッショナル解説(税務会計) MAZARS/望月会計士..... 7

BEPS その中国における対応、日本における対応、日中間取引における注意点.....7

BEPS 行動計画 1 電子経済の課税上の課題への対処

- 行動計画1は、電子商取引では他国から遠隔で販売、サービス提供等の経済活動を実施することが可能である点を鑑み、電子商取引に対する直接税・間接税の在り方を検討することを目的としています。
- 行動計画1については、2014年3月24日にディスカッションドラフトが公表され、その後、パブリックコメントおよびパブリックコンサルテーションを経て、同年9月16日に最終報告書がその他の6項目と共にBEPS第一次提言として発表されています。

BTMUの中国調査レポート(2015年10月)..... 10

メインピックス

中央企業改革、合併再編のブームを迎える～「一帯一路」、過剰生産淘汰が中心に

最近、「国有企業改革における共産党の指導と建設を堅持する若干意見」、「国有企業改革の深化に関する指導意見」および「国有企業の混合所有制経済の発展に関する意見」という三つの重要文書が相次いで公布され、新たな国有企業改革に方向性を示した。国有企業改革は全面的な実施の段階に入り、とりわけ中央企業の合併再編が第13次5ヶ年計画期間の重点項目として注目されており、「一帯一路」戦略および国内の過剰生産淘汰を背景に、投資や発展のチャンスを迎えると見込まれている。

I. 国有企業改革政策の回顧

➤ 国有企業改革に関する方針の変化

2003年に国有資産管理委員会(国資委)が設立されて以降、中央国有企業数の減少、主体業務の強調および国際競争力の強化を目標として、中央国有企業は合併再編のブームの時期を経過したことがある。中央企業の合併再編の関連政策を振り返ると、2010年以前の国資委、工業情報化部による部門別の文書から2010年以降のシステムチック計画へというように、国務院のスタンスは合併の「支援」から「強力に推進」へと前進した。当局政策も一部の分野に限られていたものから、全体的な計画を公布するようになり、詳細かつ具体的になるとともに、トッププランがより重視されるようになった(図表1)。

中央国有企業改革の深化につれ、新たな政策転換を迎えた。2013年11月、中国共産党第18期三中全会の「改革の全面的な深化に向けての若干の重大な問題に関する決定」では、混合所有制経済を積極的に発展させ、国有企業の現代企業制度を整備する方針を打ち出したことで、今回の国有企業改革の幕開けとなった。

国有企業改革の主要目標は、国有資産配置効率の向上、国有経済配置構造の最適化、自主革新と転換・グレードアップにおける国有企業のモデル作用の向上にある。一方、中央国有企業の再編は、「強強連合」の促進、資源配置の最適化、重複建設や過度競争の解決といった狙いがある。

2015年以降、中央政府は国有企業の合併再編に関して、一連の支援策を打ち出している。改革初期は業界独占を打破し、国内競争を促進するためであったが、一方、足元の合併は、国の「走出去」(海外進出)、「一帯一路」戦略に適応し、「強強連合」により国内企業間の競争によるエネルギーロスを改善するためである。

➤ 合併再編に有利となる市場制度の整備

合併再編は企業の資源統合の強化および競争力向上の有効な措置であり、産業構造の最適化の重要な手段である。近年、中国企業の合併再編が加速しているが、体制上や政策上の障害にも直面している。主なものとして、①合併再編の税収コストが高い、②資金調達が困難で、調達コストが高く、調達手段が単一、③合併再編のメカニズムが完備しておらず、地域や所有制を跨ぐ合併再編が困難、④審査段階が多く、必要とする時間が長い、といったことがある。

これらの問題に対して、2013年10月、証監会は「分道制」審査を打ち出し、情報開示が適時的に行われ、財務顧問の従業資格が規範化されかつ産業政策に符合する上場会社の合併再編事項を「免除・快速審査通路」に組み入れた。続いて、2014年、国務院と証監会は上場会社の合併再編を推進する一連の政策を打ち出した(図表2)。

また、2015年8月31日、証監会、財政部、国資委、銀監会など4部門は共同で上場会社の合併再編を推進する文書を打ち出した。①行政審査取消の範囲拡大、審査プロセスの簡素化、②決済ツールと融資方式の革新、現金決済、株式決済、資産置換えのほか、指向性のある転換社債を追加、③国有持株上場企業が資

本市場を通じて資源統合を行うことを奨励、条件がある国有持株上場企業は出資などにより、持続可能な発展力を向上、④銀行が合併・買収(M&A)貸出や総合与信などによる合併再編への金融支援を行う、などの方針を盛り込んだ。

【図表1】国有中央企業の合併再編に関する政策

期日	部門	政策	主要内容
2006年12月	国資委	「国有資本調整と国有企業再編の推進に関する指導意見」	三つの段階から業種別に中央企業の発展戦略を説明： ①国家独占：国有経済が軍需、電力網電力、石油・石油化学、電信、石炭、民用航空、水上運輸など七つの業界に対して絶対的な支配力を持つ ②国家主導：国有経済が設備製造、自動車、電子情報、建築、鉄鋼、非鉄金属、化学工業、踏査設計、科学技術など業界の重要な中堅企業に対して強い支配力を持つ ③国家参与：機械設備、自動車、電子情報、建築、鉄鋼、非鉄金属業界の中堅中央企業は業界のリーダーになり、国有資本は持株または条件付き相対持株となる
2010年7月	工業情報化部	「業界合併再編を支持する案」	金融、財政・税務、資源配分といった三つの面から大型企業の合併再編を支援。自動車、鉄鋼、紡績、設備製造、造船、電子情報、石油化学、軽工業、非鉄金属、建材など十大産業を含む
2010年9月	国務院	「企業合併再編を促進する意見」	民営企業が競争的分野の国有企業改革へ参与することを奨励。中央国有資本経営予算に特別資金を設立、中央企業の合併再編を支援
2011年6月	国資委	国資委の黄淑和副主任	第12次5ヶ年計画時期、中央企業再編を大きく推進、「主補分離」(主体部門と関連補助部門の分離)を推進
2012年4月	国資委	全国社会保障基金の中央企業投資座談会	全国社会保障基金が中央企業の戦略的新興産業の発展、企業合併再編への支援において重要な役割を發揮
2012年5月	国資委	「国有企業の制度改定と再編における民間投資の導入に関する指導意見」	民間投資を導入し、国有企業の制度改定と再編に参与、混合所有制経済を發展、現代財産権制度を確立
2013年8月	証監会	「国有株主と持株上場会社の同業競争と関連取引の規範化を推進する指導意見」	国有株主と持株上場会社は資産再編などにより同業競争業務を同一のプラットフォームに組み入れる
2014年1月	国資委	「経済付加価値を中心に中央企業の価値管理を強化する指導意見」	中央企業の経済付加価値を中心とする価値管理レベルを向上、中央企業の転換・グレードアップを促進
2015年3月	国務院	国務院常務会議	国有資本・国有企業改革を強化、国有資本投資会社と運営会社の試行を加速、市場メカニズムを發揮、「強強連合」を促進
2015年5月	發展改革委	「2015年経済体制改革の重点作業を深化する意見」	中央企業構造調整と再編案を策定、国有資本運営会社と投資会社の試行を加速
2015年7月	国資委	株式市場対応策公告	中央企業は、株価が大きく変動する期間、傘下にある上場企業の株を売却しないように呼びかけたほか、中央企業改革をさらに深化、企業の合併再編を加速
2015年7月	習近平	吉林省調査	国有資産の価値を増加させるという前提の下、国有企業の規模拡大と質向上に注力、国有企業を優秀且つ強大にする
2015年9月	国務院	「国有企業改革の深化に関する指導意見」	資本管理を主として国有資本の配置を最適化 国有資本を国家安全や国民経済に係わる重要な業界と分野および戦略的新興産業に集中させる 一部の国有企業を整理・撤退、一部の国有企業を再編・統合、一部の国有企業を革新・發展させる

(出所)公開資料を基に当行中国調査室作成

II. 最近の中央企業合併再編の動きと今後の見通し

中央企業の再編は国有企業改革の重点である。2014年7月、国資委は中央企業で「四項改革」試行を行い、中糧集団、国家開發投資公司など6社が第1陣の試行対象となった。2015年以降、習近平国家主席の「国有企業を優秀且つ強大にする」、国務院常務会議の国有企業「強強連合」の促進など、国有企業改革に関する論述の多くは中央企業再編を指している。中央企業112社、資産40兆元を管理する国資委は、既に国有資本投資公司と国有資本運営公司を設立しており、それぞれ商業類と公益類の中央企業を管理し、合併再編や「優勝劣敗(競争力の高いものが生き残り、競争力の弱いものは淘汰されること)」を支援することにより、コア競争力を持つ大型中央企業を構築することを目指している。2015年、「一帯一路」戦略および生産能力

過剰淘汰を背景に、中央企業の合併再編がより重要視されている。

【図表2】合併再編に関する当局支援策

期日	部門	政策	主要内容
2014-3-24	国务院	「企業合併再編の市場環境の最適化に関する意見」	行政審査制度、金融サービス、財務・税務政策、土地管理などの面から企業合併再編の主要問題を解決 企業の株式発行、転換社債などによる融資を許可
2014-5-8	国务院	「資本市場の健全な発展の促進に関する若干意見」	市場化の合併再編を奨励、企業の合併再編における資本市場の作用を十分に発揮、融資ルートと決済方式を拡大
2014-5-14	証監会	「株式公開および創業ボード上場管理弁法」、「創業ボード上場会社証券発行管理暫定弁法」	創業ボードの再融資を緩和
2014-6-23	証監会	「非上場公衆会社買収管理弁法」、「非上場公衆会社の重大資産再編管理弁法」	市場化の指導で規制を緩和、事中・事後監督の原則を緩和
2015-9-6	商務部	「域外投資管理弁法」	企業の対外投資の主体的地位を確立、域外投資の利便化水準を向上、敏感な国と地域を除き、いずれも届け出管理を実施
2014-10-23	商務部	「上場会社買収管理弁法の改訂に関する決定」、「上場会社の重大資産再編管理弁法」	裏口上場ではない上場会社の重大買収、売却、資産置換え行為に対して、すべて審査批准を取消し
2015-10-24	工業情報化部等	上場会社並列許可方案	発改委による域外投資プロジェクトの許認可と届け出、商務部による外国投資者戦略投資上場会社の許認可、経営会社集中審査など3項目の審査事項を証監会の上場会社合併再編に関する行政許可審査の前提条件とせず、並列審査とする

(出所)公開資料を基に当行中国調査室作成

このうち、「互連互通」(連結性)は「一帯一路」構想の中心であり、これには陸上の連結——高速鉄道、海上の連結——海運(造船)、空中の連結——水上運輸が含まれる。陸上・海上・空中という三つの連結を実現するには、まずこれら3種類の企業に対して、国際的に有力な企業と競争する力を備えさせることが必要である。こういった面からみると、船舶、水上運輸、通信、建築業界における再編の必要性は高い。

中央企業の合併・買収の種類として、中国では、次のような分類で組織再編を分析するケースがある。①業界内の合併再編(業務が競争分野にあり、本業が重なる企業同士の合併)、②業界内の合併買収(経営状況の悪い企業が経営状況の良い企業に合併されること。主に生産能力過剰業界に集中しており、合併買収を通じて過剰生産能力の縮減を実現)、③産業チェーンの川上・川下の統合(業界集中度が低く、収益が低下、産業チェーン各部分の企業を統合することで、川上・川下の産業チェーンの一本化を実現)、④海外市場での合併買収である。

国資委が管理する中央企業112社の傘下にA株上場会社227社があり、一部セクターの下に数多くの上場会社がある。メディアの報道によると、中央企業の数には112社から30~50社に減少する可能性がある。各中央企業グループの実情および改革動向を踏まえると、水上運輸、自動車、船舶、鉄道、鉄鋼などの業界における統合の予想が高く、具体的に合併の可能性がある企業は以下の通りと予測されている(図表3)。

➤ 業界内の合併再編

中国南車、中国北車

2014年12月に打ち出された中国南車と中国北車の合併案は、中国南車が中国北車を吸収合併する形をとった。中国南車は中国北車のA・H株主に対し、中国南車のA・H株式を発行し、これまで所有していた中国北車のA・H株式と交換する。合併後、新会社の中国中車股份有限公司が誕生した。

合併目的と影響

①大手企業の「強強連合」、国際競争力の向上、②悪質な競争の回避、③規模化と協働効果の実現、④生産効率と資源利用率の向上、⑤技術資源と研究開発力の統合、技術革新力の向上。

今後、合併の可能性が高い中央企業として、船舶製造、水上運輸、通信、鉄道建設などの分野が含まれる。

➤ 業界内の合併買収

【図表3】中央企業の合併予測

セクター	企業(グループ)名	セクター	企業(グループ)名
航空・航天(宇宙開発)	中国航天科技集团公司 中国航天科工集团公司	水上運輸	中国遠洋運輸(集団)総公司 中国海運(集団)総公司 中国外運長航集団有限公司
	造船		中国船舶工業集团公司 中国船舶重工集团公司
石油・石油化学	中国石油天然ガス集团公司 中国石油化工集团公司 中国海洋石油総公司 中国中化集团公司	航空運輸	中国東方航空集团公司 中国南方航空集团公司
		農林食品	中糧集团有限公司(内部企業統合)
		投資会社	国家開發投資公司(内部企業統合)
		鉄道設備	中国北方機車車両工業集团公司 中国南車集团公司
電力	中国電力投資集团公司 国家核電技術有限公司	建築工事	中国鉄路工程総公司 中国鉄道建築総公司
通信	中国電信集团公司 中国聯合網絡通信集团有限公司		中国中材集团公司と 中国建築材料集团有限公司
自動車	中国第一汽車集团公司 東風汽車公司	貿易総合	中国保利集团公司 中国中紡集团公司
鉄鋼	宝鋼集团有限公司 武漢鋼鉄(集団)公司		

(出所)公開資料を基に当行中国調査室作成

鉄鋼

中央企業の業界内における合併買収は、生産能力過剰な分野に集中している。これら分野での再編は4兆元投資策による生産能力過剰問題をある程度緩和する狙いがあり、内需拡大(京津冀と長江経済デルタ戦略)、対外移転(「一帯一路」)、過剰生産淘汰、合併再編などを通じて実現する。

中国の鉄鋼業は生産能力過剰が最も深刻となっている業界の一つである。粗鋼生産量の上昇に伴い、利用率は年々低下しており、中国鋼鉄工業協会のデータによると、2014年に70.69%と過去7年間で最低となった。一方、鉄鋼業界は集中度が低い。2014年、粗鋼生産量上位10社の鉄鋼企業グループの生産量は全国生産量の36.6%を占める。一方で、2008年において、米国の鉄鋼大手3社は米国当年度の粗鋼生産量の54%、欧州連盟鉄鋼大手4社の生産量は欧州連盟15ヶ国全体の90%をそれぞれ占めている。生産能力過剰かつ業界集中度が低い中、2014年、中国の約半数の大中規模鉄鋼工場は赤字状態に陥っている。

生産能力過剰を改善し、業界集中度を向上させるため、業界の合併再編が迫られている。2015年3月20日、工業情報化部は「鉄鋼産業調整政策(2015年改訂)(意見聴取稿)」を発表し、2025年までに上位10社の粗鋼生産量の全国に占める割合を60%以上に引き上げるほか、3~5社のグローバルで強い競争力を持つ大規模な鉄鋼企業グループを形成する目標を掲げた。

生産能力を消化するには過剰生産能力の削減と調整が必要であり、また、「一帯一路」戦略は生産能力の海外輸出を奨励することから、鉄鋼企業の「強強連合」により国際的競争力を向上させることが求められている。具体的な企業として、宝鋼集団と武鋼集団の合併の可能性があるとみられる。

建築材料

中国経済が「新常态」に入った中、投資に牽引される建材市場の需要が鈍化しており、セメント、ガラスなど主要建築材料の生産能力過剰が深刻化している。鉄鋼産業と似ているように、上位10企業が全国の生産量に占める割合はグローバルな平均水準をはるかに下回り、業界集中度も低い。市場競争が激化しているほか、環境保護圧力や運営コストが拡大していることから、企業経営収益が低下している。かかる中、業界再編や生産能力の輸出が急務となるが、中央企業グループの合併再編はそのモデルケースとなる。

中国中材集团公司と中国建築材料集团有限公司はいずれも過剰生産に影響され、傘下の一部企業は赤字に陥っている。一方で、両社グループの業務はそれぞれ重点分野があることから、合併再編において優勢と

なっている分野での補完が実現できると見込まれる。

➤ 産業チェーンの統合

中糧集団が華孚、華糧集団を買収

中糧集団は食品を主とする全産業チェーンへの戦略転換方針を打ち出した。全産業チェーンというモデルは、食糧・油製品の栽培購入、貿易物流、食品・飼料原料、養殖屠畜、食品加工・宣伝・販売など各種の段階を企業がコントロールする。現在、中糧集団傘下の産業は食糧貿易、食糧と農製品加工、バイオエネルギー、ブランド食品など多数の分野に係わり、小麦、トウモロコシ、油脂および植物油の原料、水稻、大麦、砂糖・トマト、飼料、食肉など八つの食品品種において、産業チェーンを整備している。全産業チェーンを構築するには、中糧集団は横と縦の両面から産業チェーンの長さや深さを整備しなければならない。合併・買収を通じて川下のブランド製品分野に進出したり、川上の原料加工と物流業務を整備することは、中糧集団の全産業チェーン戦略の重要な手段となっている。

2013年3月、中糧集団は国内最大の地域を跨ぐ食糧物流企業である華糧集団を買収し、優位性の協働により、市場シェアを上げ、国内の食糧・油市場に対する支配力と影響力を拡大した。華糧集団は国内の主な生産販売地域をカバーする栽培、倉庫、物流、加工とブランドマーケティング体系を構築したが、それを買収することで、全産業チェーンの構造をさらに完備させた。また、2014年11月、中糧集団は華孚集団の買収により、華孚集団の食肉、砂糖と酒業務を取り入れることで、中糧傘下の食肉、砂糖と酒における川上・川下の全産業チェーンの整備を完了した。

➤ 中央企業の海外 M&A

2015年以來、中国設備製造の海外進出は国務院常務会議のテーマとして何回も取り上げられた。1月29日、4月14日と5月6日の国務院常務会議において、中国の生産能力と設備製造の優勢分野を推進することが明らかされた。5月に国務院が発表した「国際生産能力と設備製造の協力を推進する指導意見」では、国際生産能力と設備製造の協力を推進する指導方針、基本原則、目標任務、政策措置を明らかにした。

総じてみれば、「一帯一路」と「設備製造の海外進出」戦略は、中央企業の海外 M&A に新たなチャンスを与えた。資金調達方式について、シルクロード基金、アジアインフラ投資銀行(AIIB)および BRICS 銀行は、中国企業の海外進出に多様化した関連融資サービスを提供するほか、今後の人民元国際化の実現も中国企業の海外 M&A プロジェクトに想像力に富んだ融資ルートをもたらすことが期待されている。かかる中、国有企業の大型インフラプロジェクトを始め、高速鉄道、電力、通信、建機、自動車と飛行機製造および電子組立加工などの業界に多くの資金投入が予想される。

三菱東京 UFJ 銀行(中国) 中国トランザクションバンキング部
中国調査室 孫元捷

プロフェッショナル解説(税務会計) MAZARS/望月会計士

BEPS その中国における対応、日本における対応、日中間取引における注意点

BEPS 行動計画 1 電子経済の課税上の課題への対処

行動計画 1 は、電子商取引では他国から遠隔で販売、サービス提供等の経済活動を実施することが可能である点を鑑み、電子商取引に対する直接税・間接税の在り方を検討することを目的としています。

行動計画 1 については、2014 年 3 月 24 日にディスカッションドラフトが公表され、その後、パブリックコメントおよびパブリックコンサルテーションを経て、同年 9 月 16 日に最終報告書がその他の 6 項目と共に BEPS 第一次提言として発表されています。

今回はこの行動計画 1 について、解説を行っていきます。

I. 行動計画 1 における 4 つの提言

2014 年 9 月 16 日に発表された行動計画 1 に係るこの最終報告書においては、電子商取引に対する直接税・間接税の在り方に関して、主に以下の 4 つの点について提言がなされています。

(1) 恒久的施設 (PE) の考え方の見直し (PE 概念の見直し)

「PE なければ所得課税なし」という国際税務の原則的なルールがあることに対して、電子商取引等では、国内に物理的拠点 (すなわち PE) がなくともサービス提供等が可能であることから、形式的に事業所得課税ができないという問題が生じる。この点について、電子商取引等における PE の考え方を見直すことが提言されている。

(2) 企業が収集したデータから生じる価値に着目した課税

企業が顧客・利用者等のデータの大量収集 (いわゆるビッグデータ等) から経済的利益を得ている場合にも、顧客・利用者等が所在している国において課税ができないという問題が生じる。この点について、企業が収集したデータから生じる価値に着目し、顧客等の所在地国に PE を有しているとみなして、課税を行うことが提言されている。

(3) 電子商取引の決済を行う金融機関等への源泉徴収義務

租税条約上事業所得や使用料等の所得分類ごとに課税関係が規定されていることから、クラウドサービスの対価等の所得について、どのように分類し、課税を行うかが問題となる。この点について、利用者の所在国に源泉課税を認めて、クレジットカード会社等が決済額の一定割合に税金を課すということが提言されている。

(4) 海外事業者の B2C 取引 (企業と消費者の取引) に対する消費課税

海外から直接消費者にサービス提供が行われる電子商取引 (B2C) の場合、間接税にかかわる消費課税ができないという問題が生じる。この点について、国境を超える B2C 電子取引に関して、外国事業者を顧客の所在地で登録させて消費税を徴収することが提言されている。

II. 日中における対応・今後の日中間取引について

OECD では、さらに議論を継続し、上記のオプションについて、中立性や効率性等の観点から評価し、他の行動計画での検討も踏まえて、技術的により詳細な影響について検討することとしていると同時に、これらの

提言を受け、OECD および G20 メンバー各国は既に自国の税制の改正または見直しを実施しています。日本および中国における対応、そして日中間取引における注意点については、以下の通りとなっています。

(1) 日本における対応

日本では、本最終報告書の内容を踏まえ、平成 27 年度税制改正において、国境を越えた役務提供に対する消費税の課税について見直し、国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引について消費税の課税対象とすることとしています。

これにより、2015 年 10 月 1 日以降は、デジタルコンテンツの提供を行う者の住所が海外にあっても、提供を受ける者の住所が日本にある場合には、日本における消費税が課税されることになっています。

(2) 中国における対応

中国においては、行動計画 1 最終報告書の内容について、恒久的施設、無形資産とデータ使用の重要性について検討の可能性があるものとして、以下のようなコメントが出されています。

「中国は、14 億人近い人口を有しており、多国籍企業が処理された情報を分析し、商業的価値のある情報に転換することができる豊富なデータソースを提供している。これらの移転可能なデータには価値があり、関係者間で適正な価格を付すべきであると考えられる。また、大衆市場のデータと情報は、ビジネス上、重要な価値を有する情報であり、このような情報が中国法人により収集されたのであれば、関連する移転価格アレンジメントにおいて、源泉地国としての中国の課税権を考慮することが重要であり、このような根本的な原則は、電子経済のみに留まらず、その他の産業にも影響を及ぼすことが予想される。」

従って、今後中国においては、電子商取引について、よりフレキシブルなネクシス(課税的結びつき)による課税権、マーケットデータ等の無形資産について移転価格上のより高い価値認識について、税制改正がなされるものと考えられます。

一方で、海外事業者の B2C 取引(企業と消費者の取引)に対する消費課税については、そもそも中国制度上、厳格な外貨管理制度、ウェブサイトにかかわるインターネットコンテンツプロバイダーの登録制度、サービス輸入に対する流通税課税の原則等の存在により、行動計画 1 において議論されている問題があまり発生していない状況から、直近での対応にかかわる議論はなされていないといえます。

(3) 日中間取引における今後の留意点

以上の内容を踏まえ、今後の日中間取引においては、以下のような影響が予想されており、特に日中間を跨って関連ビジネスを行っている企業については、これらの動向に関して、注意深く見守っていく必要があるものと考えられます。

① 日本における国境を越えた役務提供に対する消費税の課税

デジタルコンテンツ等を日本に提供している中国企業について、日本における消費税を負担することとなることから、税負担増が予想されます。この日本における消費税は中国において控除が認められないことから、純粋なコスト増となります。

② 今後予想される中国における税制改正

日本企業がインターネットサイト等を通じて中国から収益を得ている場合には、中国において、より幅広く PE を有するものとして企業所得課税がなされることが予想されます。

また、中国市場に基づく無形資産価値について、移転価格算定に対してより高い価値を有するものとして、関連企業間取引において中国現地法人により多くの利益が留保されるべきとの方向性が出されることが予想されます。

望月一央(公認会計士) MAZARS JAPAN/CHINA パートナー

MAZARS は 75 年の歴史を有し、グローバルワンファームとして世界 73 カ国の直営事務所に 15,000 人を擁する欧州系会計事務所です。多くの欧米企業をサポートするとともに海外に展開する日本企業のサポートにも注力しており、アジア地域においては、インド、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、ミャンマー等に拠点を有し、ワンファームならではの緊密な連携により複合的なサービスを提供しております。



当資料は情報提供のみを目的として、MAZARS によって作成されたものであり、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません。

BTMU の中国調査レポート(2015年10月)

- 海外経済フラッシュ
中国:2015年7-9月期GDPは前年比+6.9%へ減速
https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info005/info005_20151020_001.pdf
経済調査室

- BTMU 中国月報 第117号 (2015年10月)
<http://www.bk.mufg.jp/report/inschimonth/115100101.pdf>
国際業務部

- 経済マンスリー(2015年10月号)
http://www.bk.mufg.jp/report/ecomon2015/monthly_ch20151023.pdf
経済調査室

- BTMU 経済レビュー
世界経済の“新常态”をどう考えるか
http://www.bk.mufg.jp/report/whatsnew/review_0120151008.pdf
経済調査室

- BTMU 経済レビュー
中国「新常态(ニューノーマル)」時代において成長の鍵を握る国有企業改革
http://www.bk.mufg.jp/report/whatsnew/review_0220151008.pdf
経済調査室

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 中国トランザクションバンキング部 中国調査室
北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大廈4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214